

- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行わずに暗証番号機能がない顔認証マイナンバーカードに変更してしまった場合、利用登録は問題なくできるのか。
- ・ 利用登録を行わずに顔認証マイナンバーカードに切り替えると、マイナポータル機能が使えなくなり無保険になるのではないか

○ 健康保険証の利用登録を行わずに通常マイナンバーカードから顔認証マイナンバーカードに切り替えた後でも、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーにおいて、顔認証により利用登録を行い、医療機関等を受診することが可能。

※ 今後、顔認証マイナンバーカードの申請受付開始に併せ、医療機関等の職員が、患者とマイナンバーカードの券面の顔写真とを目視で確認することによる利用登録も可能とする予定。

- 医療機関等におけるマイナ保険証の受診等に係るトラブルについては、コールセンターに寄せられるご意見や医療現場からのヒアリングにより把握に努めている。
- 顔認証マイナンバーカードへの切替えや健康保険証の利用登録が、被保険者資格に影響を与えることはない。

(総務省)
(厚生労働省)